



越生町のみどりとせせらぎを守りましょう



合併処理浄化槽の維持管理補助金をご活用ください

～合併処理浄化槽維持管理費補助金制度が平成26年度よりスタートしました～

越生町では、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の維持管理費用の一部を補助する制度を始めました。**最高で10,000円の補助金**が受けられます。

平成28年度から、申請書類の簡素化を図るため、「浄化槽保守点検カード」の添付を省略しました。

補助が受けられる区域と浄化槽について

公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く越生町全域で、専用住宅に設置された合併処理浄化槽（10人槽以下）が対象です。

※ 公共下水道の区域及び農業集落排水処理の区域内の方は、早めに公共下水道又は農業集落排水へ接続するようお願いします。

補助対象となる維持管理経費について

合併処理浄化槽（10人槽以下）の**保守点検費用**と**法定検査手数料**（浄化槽法第7条（設置後1回のみ実施）又は第11条（毎年実施）に基づく検査手数料）を合計した金額が補助対象経費となります。

ただし、町へ申請書を提出する日の前日から過去1年間に支払った保守点検（3回以上）の費用及び過去1年間に行った法定検査の手数料とします。

補助金額について

補助金額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額です。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとし、**上限は10,000円**です。

【補助金額の計算例】

- ・保守点検費用（4回分合計） 18,900円（業者により費用は異なります。）
- ・法定検査手数料（1回分） 5,000円（一律） → 浄化槽法11条検査の場合
浄化槽法7条検査の場合は13,000円

計 23,900円

$23,900円 \times 1/2 = 11,950円 \approx 11,000円 > 10,000円 \rightarrow 10,000円$

※ 1,000円未満は切り捨てとし、上限は10,000円
よって、10,000円が補助金額となります。

問合せ先・担当課

越生町役場 まちづくり整備課 生活環境担当 電話292-3121(内線155・156・157)